

農薬を販売するみなさまへ



農薬の販売や取扱いについては、農薬取締法や毒物及び劇物取締法等で決められています。
以下の事項に注意して、農薬を適正に販売してください。

◇ 登録のある農薬を販売してください

農薬販売の届出をしている販売者は、容器又は包装に登録番号（農林水産省登録第〇〇〇号）がある殺虫剤や殺菌剤、除草剤、植物調整剤等を農薬として販売することができます。

ただし、登録番号が無くても、特定農薬（※）に指定されているものは、農薬として販売できます。

※特定農薬：地域で生息する天敵、エチレン、食酢、重曹、
次亜塩素酸(塩酸又は塩化カリウム溶液を
電気分解して得られるものに限る)



< 農薬登録のない除草剤を販売する場合の注意 >

店舗の見やすい場所に、除草剤を『農薬として使用することができない』等の表示が必要です。

また、農薬と誤解して購入されないよう、陳列する棚を分ける等、商品の陳列には十分注意してください。

農薬登録のない除草剤を農作物等の栽培、管理に使用すると、使用者は罰せられることを必ず購入者に伝えてください。

農薬登録のない除草剤は、農薬ではありません。容器又は包装に、『農薬として使用することができない』等の表示があります。

【表示例】

この除草剤は、農薬として使用
することができません。
農作物や樹木・芝・花き等の植物の
栽培・管理には使用できません。



店舗での表示例

< 注意 >

「非農耕地専用の除草剤です」「農耕地には使用できません」のような表示はしないでください。
公園、緑地等であれば使用できると誤解されてしまいます

◇ 販売時には正確な情報を伝えてください

販売者は、販売する農薬の有効成分や効果に関して虚偽の宣伝をすることや、農薬登録のない薬剤を農薬と誤解させるような宣伝をしてはなりません。

宣伝の方法には、新聞、チラシ、口頭、インターネット等も含まれます。

また、農薬には、使用できる作物や時期、回数等が定められています。農薬を販売する際は、その農薬が使用可能な時期なのか、適用がある作物なのか等を確認してから販売するようにしてください。購入者に対しても、使用前に農薬のラベルをよく確認するよう伝えてください。

◇ 帳簿を記載し、3年間保存してください

- 普通物：譲受数量・譲渡数量（3年保存）
- 水質汚濁性農薬（シマジン）：譲受数量・販売先別譲渡数量（3年保存）
- 毒劇物：譲受書の交付が必要（5年保存）

パソコン、POSシステム等を使用した電算管理も可能です。

【記入例】

農薬名 ○○乳剤

年月日	譲受数量	譲渡数量	在庫数量	備考
2020.4.1	10本		10本	○○商会
2020.4.7		2本	8本	

◇ 社名や代表者、住所が変更になった場合は、変更届が必要です

社名や代表者名、住所等の届出内容に変更が生じた場合、販売を廃止した場合は、2週間以内に変更届または廃止届の提出が必要です。

問い合わせ先・届出先 _____

〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2
栃木県農業環境指導センター
電話 028-626-3086

メモ欄